

令和5年8月23日 佐藤

～ 区民のさらなる健康増進を目指して。8月1日から受付を開始しています! ～

带状疱疹ワクチンの任意予防接種費用助成を9月1日より開始

区は、带状疱疹ワクチン任意予防接種の接種費用の一部助成を行う「墨田区带状疱疹任意予防接種費用助成事業」を9月1日(金)より開始します。現在、専用WEBサイトまたは電話、区役所窓口での申請受付を開始しています。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスにより起こる皮膚の病気で、痛みを伴う赤い斑点と水ぶくれが帯状に生じるものです。多くの場合は皮膚症状が治ると痛みが消えますが、「带状疱疹後神経痛(PHN)」という後遺症を引き起こし、痛みが継続して日常生活に支障をきたすこともあるなど、予防接種によりしっかりと予防することが大切です。

そのような中、区では、带状疱疹ワクチンの高い発症予防効果と医療費の抑制効果により、区民のさらなる健康増進を推進することに加え、区民の経済的負担を軽減することを目的として、今年度より同事業を開始しました。

助成利用者は、事前に区に申し込み、予診票を区内の指定医療機関に持ち込んで接種を受けることで、助成額との差額を医療機関の窓口で支払います。

区の担当者は、「窓口・電話による受付のほか、24時間申請が可能な電子申請による受付も行っていますので、ぜひ本事業を活用して带状疱疹を予防しましょう。」と呼びかけています。

《概要》墨田区带状疱疹任意予防接種費用助成事業

助成対象者：以下の要件をすべて満たす方

接種日において墨田区に住民登録がある方

接種日において50歳以上の者

带状疱疹ワクチンの接種が完了していない者

ワクチン種類・接種回数： 乾燥弱毒生水痘ワクチン(生ワクチン)・1回接種

乾燥組換え带状疱疹ワクチン(不活化ワクチン)・2回接種

助成金額： 生ワクチン 4,000円×1回

不活化ワクチン 10,000円×2回

助成方法：接種希望者からの申請により「墨田区带状疱疹ワクチン任意接種予診票」等を個別送付する。接種希望者は受領した予診票を、指定医療機関に持参、接種を行い、医療機関窓口で接種費用と助成額の差額を支払う。(任意接種であるため、接種費用は医療機関毎に異なる)

事業実施期間：令和5年9月1日(金)から令和6年3月31日(日)まで

詳細：https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/kenko/yobou_sessyu/seijin_koureisya/20230901taijyouhousin.html

申請用URL：



《問合せ》保健衛生担当 保健予防課 03-5608-6191

お問い合わせは午後5時までをお願いします。(広報広聴担当

03-5608-6220)